

# 「家族信託」をめぐって

第100回信託大会

2025年4月9日

沖野眞己（東京大学大学院法学政治学研究科）

1

## 「家族信託」をめぐって

- ▶ 1 日本における信託・信託法・信託業の展開
- ▶ 2 高齢化社会と信託
- ▶ 3 「家族信託」をめぐって：ある事例（近時の裁判例）をてがかりに

2

2

## 日本における信託・信託法・信託業の展開

- ▶ 1905年の担保付社債信託法
- ▶ 1922年の信託法および信託業法
- ▶ 2006年の信託法改正（平成18年信託法）
- ▶ 2024年の公益信託法改正

3

3

## 信託の認知

- ▶ 貸付信託
- ▶ 年金
  
- ▶ さまざまな活用可能性を内包した仕組みとしての信託への期待
- ▶ その期待をうけとめられる制度としての「認知」の確立
  
- ▶ 財産の保全
- ▶ 後見制度支援信託
  
- ▶ 家族の財産の管理・承継における信託の利用 = 「家族信託」

4

4

## 高齢化社会と信託

- ▶ 高齢者人口の拡大： 2023年10月1日時点で日本の総人口は1億2435万人、そのうち65歳以上は3623万人（29.1%）。75歳以上の人口は2,008万人で、総人口の16.1%を占める。（『令和6年版高齢社会白書』2頁）
- ▶ 認知症・軽度認知障害（MCI:Mild Cognitive Impairment）の増大： 2022年の高齢者の認知症有病率は12.3%、高齢者のMCI有病率は15.5%（「認知症及び軽度認知障害（MCI）の高齢者数と有病率の将来推計」）
- ▶ 狙われる消費者： 高齢者の消費者被害の増加、消費者相談の3割超が65歳以上の契約当事者
- ▶ 「貯蓄から投資へ」： 財産運用、自助努力の要請
- ▶ 家族の多様化

5

5

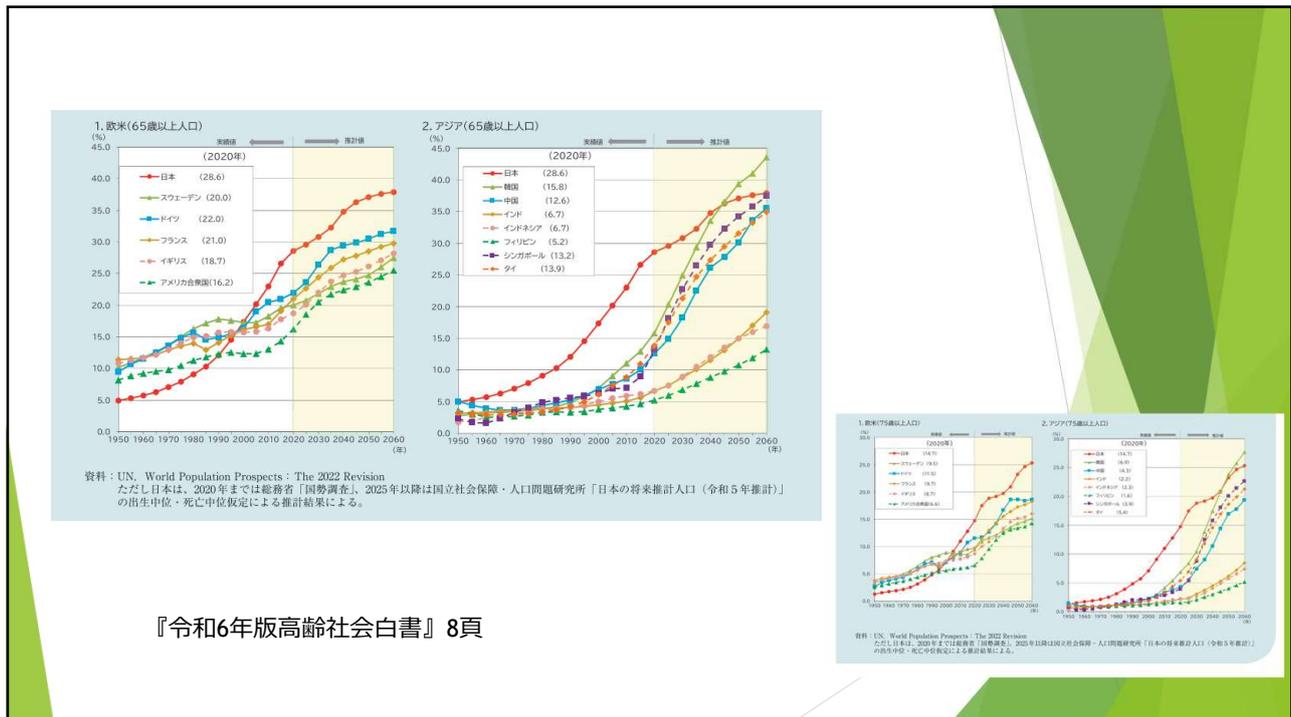
## 高齢者人口

- ▶ かつて日本の65歳以上人口は、1950年には総人口の5%以下であったが、1970年には7%を超え、1994年には14%となった。その後も高齢化率は上昇を続けている。一方、15～64歳人口は1995年の8,716万人をピークに減少に転じ、2022年には7,395万人、総人口の59.5%に達する。
- ▶ 今後、総人口が減少し、65歳以上の人口が増加するにつれて高齢化率は上昇を続け、2037年には人口の3人に1人が65歳以上となり、33.3%に達すると推定されている。
- ▶ 2043年以降、65歳以上の人口が減少に転じたとしても高齢化率は上昇を続け、2070年には38.7%に達し、人口の2.6人に1人が65歳以上となる。総人口に占める75歳以上人口の割合は、2070年には25.1%に達し、約4人に1人が75歳以上になると推計される。
- ▶ 2021年時点の平均寿命は男性81.05歳、女性87.09歳。平均寿命は男女ともに延び、2070年には男性85.89歳、女性91.94歳に達すると予想されている。

『令和6年版高齢社会白書』3～6頁

6

6



7

## 認知障害

- ▶ 認知症は誰にでも発症する可能性があり、多くの人にとって身近な病気である。
- ▶ 厚生労働省の「認知症及び軽度認知障害（MCI）の高齢者数と有病率の将来推計」によると、2022年の高齢者の認知症有病率は12.3%、高齢者のMCI有病率は15.5%となっている。（<https://www.mhlw.go.jp/content/001279920.pdf>）
- ▶ 最近の推計によると、各年齢層の認知症有病率が2012年以降一定と仮定した場合、認知症有病率（2025年）は18.5%、糖尿病有病率の増加により各年齢層の認知症有病率が2012年以降増加すると仮定した場合は20.0%となる。
- ▶ この推計結果を2012年の認知症患者462万人に当てはめると、2025年の認知症患者数は約730万人となる。（「成年後見制度の現状」4頁  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001102138.pdf?campaign=sbi>→二宮利治教授（研究代表）「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」）

8

8



『令和6年版高齢社会白書』31頁

「成年後見制度の現状」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001102138.pdf?campaign=sbi>

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)

年	2012年	2015年	2020年	2025年	2030年	2040年	2050年	2060年
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計 人数(千人)	462万人	517万人 15.2%	602万人 16.7%	675万人 18.5%	744万人 20.2%	802万人 20.7%	797万人 21.1%	850万人 24.5%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計 人数(千人)	15.0%	525万人 15.5%	631万人 17.5%	730万人 20.0%	830万人 22.5%	953万人 24.6%	1016万人 27.0%	1154万人 33.3%

高齢者数と有病率の将来推計

年	令和4年 (2022)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)	令和32年 (2050)	令和42年 (2060)
認知症高齢者数	443.2万人	471.6万人	523.1万人	584.2万人	586.6万人	645.1万人
高齢者における認知症有病率	12.3%	12.9%	14.2%	14.9%	15.1%	17.7%

年	令和4年 (2022)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)	令和32年 (2050)	令和42年 (2060)
MCI高齢者数	558.5万人	564.3万人	593.1万人	612.8万人	631.2万人	632.2万人
高齢者におけるMCI有病率	15.5%	15.4%	16.0%	15.6%	16.2%	17.4%

資料:「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」(令和5年度老人保健事業推進費等補助金 九州大学 二宮利治教授)より厚生労働省にて作成

「認知症及び軽度認知障害(MCI)の高齢者数と有病率の将来推計」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001279920.pdf>

## 高齢者の消費者被害

- ▶ 消費者取引で高齢者の被害の数は増加の一途をたどっている。
- ▶ 国民生活センター(NACCJ)によると、全国の消費者相談件数の3割以上が高齢者が関係するケースである。
- ▶ さまざまな予防・啓発活動が行われているが、高齢化が進むにつれ、高齢者の消費者被害はさらに増加することが懸念される。
- ▶ 高齢者の3大不安は「お金」「健康」「孤独」と言われている。
- ▶ 悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親しみを込めて信用させ、年金や預貯金などの大切な資産を狙う。
- ▶ 高齢者は自宅にいたることが多いため、電話勧誘販売や訪問販売による被害にも遭いやすい。

国民生活センター「高齢者の消費者被害」

[https://www.kokusen.go.jp/soudan\\_now/data/koureisha.html](https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/koureisha.html)

「65歳以上の消費生活相談の現状」[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20240913\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20240913_1.html)

▶契約当事者が65歳以上の年度別相談件数と相談全体に占める割合の推移



国民生活センター「65歳以上の消費生活相談の現状」(2024年9月13日公表)  
[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20240913\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20240913_1.html)

11

11

### 高齢者とそのまわりの方に気を付けてほしい消費者トラブル 最新10選

- ① 屋根や外壁、水回りなどの“住宅修理”
- ② 保険金で住宅修理できると勧誘する“保険金の申請サポート”
- ③ “インターネットや電話、電力・ガスの契約切替”
- ④ “スマホ”のトラブル
- ⑤ 健康食品や化粧品、医薬品などの“定期購入”
- ⑥ パソコンの“サポート詐欺”
- ⑦ “架空請求”、“偽メール・偽SMS”
- ⑧ 在宅時の突然の“訪問勧誘、電話勧誘”
- ⑨ “不安をおおる、同情や好意につけこむ勧誘”
- ⑩ 便利でも注意“インターネット通販”

国民生活センター 2022年9月

国民生活センター  
[https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20220914\\_1\\_lf.pdf](https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20220914_1_lf.pdf)

12

12

## 家族の財産管理・承継の手法

- ▶ 成年後見制度（法定後見制度）（後見・保佐・補助）
- ▶ 任意後見制度
- ▶ 任意代理
- ▶ 遺言
- ▶ 生前贈与
- ▶ 死因贈与

13

13

## 家族の財産管理・承継手法としての信託

- ▶ 財産管理の柔軟性
- ▶ 消費者被害の防止
- ▶ 死亡による財産移転の円滑化
- ▶ 意に即した財産の流れの創出・実現
- ▶ 仕組みの法技術性の高さ
- ▶ コスト 作成・維持管理
- ▶ 「受託者」による適正な運営の確保

14

14

## 「家族信託」をめぐって：ある事例

- ▶ 第1訴訟：東京地判平成30年10月23日金融法務事情2122号85頁
- ▶ 第2訴訟：東京地判令和5年3月17日(令和3年(ワ)第333382号・令和4年(ワ)第13277号) (LEX/DB25609105)
- ▶ 2016年11月、A（1936年生まれ、80歳）はB（Aの次男、1965年生まれ）を受託者とする信託を公正証書で設定した。
- ▶ 信託財産は土地3筆と土地上の賃貸建物1棟。
- ▶ 2017年2月、不動産登記簿にAからBへの所有権移転登記と信託登記がなされた。
- ▶ Aと配偶者Cとの間には、実子D（Aの長男）とBがいる。AとCは、Dの死後、Dの配偶者であったEとAの姪であるFを、それぞれ、養子にしている。DE間に子はなく、仮にAが死亡したとき、その相続人は、C、B、E、Fとなる。

15

15

## 信託条項

- ▶ 所定の「不動産を本件信託財産として管理及び処分（建物の建築を含む。）を行い、受益者の生活・介護・療養・借入金返済・納税等に必要な資金を給付して受益者の幸福な生活及び福祉を確保すること並びに資産の適正な管理・運用・保全・活用を通じて資産の円満な承継を実現することを目的」とする。
- ▶ 委託者兼受益者であるAが死亡したとき、信託は終了する。
- ▶ 受託者は、受益者又はその成年後見人等の要望に応じ、受益者の生活・介護・療養・納税等に必要な費用を前項の収益から受益者に随時給付し、また、受益者の医療費、施設利用費等を銀行振込等の方法で支払う。
- ▶ 本件信託終了後、残余の信託財産については、受託者に帰属させる。
- ▶ 受益者は、受託者との合意により、本件信託の内容を変更し、若しくは本件信託を一部解除し、又は本件信託を終了することができる。

16

16

## 東京地裁判決（第1訴訟）

- ▶ 第1訴訟（信託終了）
- ▶ 信託法164条3項の「別段の定め」があり、同条1項（委託者と受益者の合意による終了）に優先する。終了させる旨の合意はされていない。

17

17

## 東京地裁判決（第2訴訟）

- ▶ 第2訴訟（受託者解任） 信託法58条1項・3項
- ▶ 委託者兼受益者である原告Aが受託者である被告Bを任意に解任することができるかと解すると、被告が信託の終了に同意しない場合、Aは、任意にBを解任した上で、自らの意向に従う者を新受託者に選任し、その者との合意によって、信託を終了することができることとなる。これでは、Aの信託終了権限を制限した本件規定が、実質的に無意味なものとなる。
- ▶ 本件信託契約においてAの任意解任権が留保されていると解した場合、たとえBが適切に信託事務を処理していても、Aの一存で何らの合理的な理由もなく受託者を解任され、それまでの事務処理への対価を得ることもできない事態が生じ得ることとなる。しかし、AとBが、そのような不公平な事態が生じ得ることを許容して本件信託契約を締結したとは考え難い。そして、そのような事態を防止することが、Aの信託終了権限を制限する本件規定が置かれた趣旨であると考えられる。
- ▶ 以上によれば、Aの信託終了権限を制限する本件規定は、当然にその任意解任権をも制限するものであり、AとBの合意が要求される「本件信託契約を終了させること」とは、Bを解任してAとBとの間の信託契約を終了させることを含むものと解するのが、契約当事者間の合理的な意思に沿うといえる。・・・信託法58条3項の「別段の定め」

18

18

## 本件信託をめぐって

- ▶ 当事者の信託設定のねらい
  - ▶ 2つのシナリオ：Aの側から、Bの側から
  - ▶ 裁判所による「契約」の解釈、「信託」のとらえ方
  - ▶ 審判者・判定者としての裁判所
- 
- ▶ 当事者の「意向」確認
  - ▶ 選択についての理解確認
  - ▶ 「伴走」
  - ▶ 合理的なコスト・報酬
  - ▶ 「身近なサービス」
  - ▶ 「信託」の評判

19